

## 非自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

### 1.（預け入れの最低金額）

非自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」といいます。）の預け入れは一口1千円以上とします。

### 2.（預金の支払時期等）

(1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

(2) あらかじめ自動解約入金の場合（以下、「自動解約入金方式」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に自動的に解約し利息とともに支払います。

この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座（以下、「指定口座」といいます。）に入金するものとします。

### 3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ振替入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第5項6項の規定により解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%

② 預入日から3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×90%

※上記①から④の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。  
この他、後記「定期預金共通規定」の各条項によります。

以 上